

令和2年度

第10回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第10回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日(金) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 勤労福祉センター 4階 第3会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄徳
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班(委員)の指名

4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
	議案第4号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1件
	議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
	議案第6号	令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について	1件
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	20件
	報告第2号	農地所有適格者法人の報告について	1件
	報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2件
	報告第4号	農地の所有状況調査集計について	
5	農業委員会事務局職員		
	局長	飯塚 浩一	
	次長	館野 裕之	
	副主幹	本多 浩章	
	副主幹	田中 恒平	
	主査	平野 雅邦	

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和2年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、欠席の連絡はありません。農業委員10名中 10名、推進委員6名中 6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員と議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の1ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和2年12月16日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は2,082平方メートル、外1筆で合計面積は3,042平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域内の農業振興地域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に使用貸借するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3班</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>現地調査は、令和2年12月25日に農地調査班第2班と区域1を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>申請農地はすべて大町で、経営農地のすべてに耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>取得後も引き続き野菜を作付けすることとさせていただきます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に使用貸借するものでございます。</p> <p>借受後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は215日、取得後の経営農地の面積においても、農地法に定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと、決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可することと決定をいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和2年12月16日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は170平方メートル、外1筆で、合計面積は340平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3番</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p> <p>現地調査は、令和2年12月25日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、北方小学校の北東側、おおむね200メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリート及び鋼板等による土留を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧し、砂利敷きにして、雨水に</p>

<p>議 長</p>	<p>については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>駐車台数につきましては、乗用車11台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、船橋市に居住する方で、品川区に居住する中古車のネットオークション代行業を営む方からの要望により申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし</p> <p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定をいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。 事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、2件でございます。 議案の7ページから9ページをお願いいたします。 (1)と(2)は関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。 申請受付日はいずれも、令和2年12月16日でございます。 申請地は柏井町で、地目は畑、面積は1,480平方メートル、外4筆で合計面積は3,631平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地を目的に所有権の移転をするものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3番</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和2年12月25日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、JAいちかわ市川経済センターの北東側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しく、農地の広がり狭い地域であることから、沿道の畑については第3種農地、その他の畑については第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートまたはコンクリートブロックまたは間知石積による土留めを設置し、土砂等の流出を防除します。</p> <p>また、雨水については、浸透施設にて浸透させ、オーバーフロー分は前面側溝に放流し、汚水、雑排水については合併浄化槽にて処理後同じく前面側溝に放流します。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、市内に本店を置き、主に不動産業を営むことを目的とする法人です。</p> <p>申請地は、最寄駅から近く交通の便が良いことから宅地分譲事業を行うことに適しており、今回譲っていただけるとのことから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和3年2月15日から令和4年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>第5地区推進委員</p>	<p>特定建物条件付売買予定地について、説明してほしい。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>従来の法律であれば住宅等を建築する場合、転用目的に基づき、建売住宅な</p>

	<p>どとして所有権移転を行っていたが、法律改正より所有権移転等を先に済ませ、その後、ユーザーが自分の好みの住宅建築等ができるようになった。</p> <p>このため、その土地を「特定建築条件付売買予定地」として販売することにより、よりユーザーの考えが反映できる住宅建築が可能になりました。</p>
第5地区推進委員	分かりました。
議 長	他には、ございませんか。
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、(1)及び(2)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p>
各 委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)及び(2)について、許可相当と、決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	異議なし
各 委 員	ご異議なしと認めます。
議 長	<p>よって、議案第3号(1)及び(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
各 委 員	<p>次に、議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>申請は、令和2年12月16日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法</p>
事務局長	

<p>議長</p>	<p>等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は畑、面積は820平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」。</p> <p>現地調査は、令和2年12月25日に農地調査班第2班の委員と区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地はアンデルセン幼稚園の東側、概ね250メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数について、6区画を予定し、一区画当たり129平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受人による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり五千円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、口頭及びチラシによる一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年12月16日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
議席7番	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和2年12月24日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、国立国府台病院の東側に位置した梨畑8筆、面積4,278.84平方メートル及び国立国府台病院の北側に位置した露地畑1筆、面積846平方メートルで、主に申出人が農業に従事していましたが、身体の故障により農業に従事することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p>

議 長	<p>故障を発症するまでの農業従事日数は、年間240日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号は、全会一致により証明することと、決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号「令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第6号「令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の14ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和2年12月8日付けで、市川市長より令和2年度第6次農用</p>

<p>議長</p>	<p>土地利用集積計画（案）が、1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席7番</p>	<p>議案第6号「令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和2年12月24日に、農政調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>借り手の方は原木在住の方です。</p> <p>同じく原木在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、原木で「京葉道路原木インター」の南側に位置した畑13筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、2,096平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた「令和2年度第6次農用地利用集積計画案」については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、 原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は5条の規定による農地転用の届出について、20件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和2年12月3日から12月28日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、12件、23筆、3,643.01平方メートル、 第5条の届出は、8件、18筆、3,028.80平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合わせますと、20件、41筆、転用面積は、 6,671.81平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、16ページから19ページまでの記載のとおりでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地所有適格法人の報告について」、1件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「農地所有適格法人の報告について」、ご報告いたします。議案の20ページをお願いいたします。</p> <p>農地所有適格法人の報告は、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないとされており、また、同法施行規則第58条第1項において、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。</p> <p>そこで、令和2年12月7日に当該法人から報告書が提出されたことから、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているか確認をしました。</p> <p>事業年度は、令和元年10月1日から令和2年9月30日で、当該法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。</p> <p>報告書を精査した結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様に要件を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和2年11月27日及び12月9日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行したものです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「農地の所有状況調査集計について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「農地の所有状況調査集計について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の22ページをお願いいたします。</p> <p>農業委員会では、毎年8月1日現在で市川市に住所を有しており、現況農地を10アール以上所有または耕作している農家の世帯及び農地の状況調査を行い、農地基本台帳に登載される調査内容をもとに、農業委員会が発行する証明や農業諸施策の基礎資料に活用しております。</p> <p>続きまして、議案の23ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年8月1日現在の調査集計の概要につきましては、農家戸数は716戸、前年に比べ14戸の減となっております。</p> <p>また、自作地面積では、42,658平方メートルの減、貸付地面積では、9,499平方メートルの増となっております、前年と比較して、33,159平方メートルの減となっております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和2年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。